

事務連絡
令和4年3月23日

都内各保健所長 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

平素より都の保健衛生施策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力（以下「外出自粛要請」という。）に応じることが求められ、不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることをお願いしています。

今般、検査実施による濃厚接触者の外出自粛要請に基づく待機期間の短縮、特定の業種において業務に従事することが可能（不要不急の外出には当たらない）となる要件及び留意事項について、厚生労働省より各種通知が発出されたことを受け、都における対応について下記の通りとりまとめましたので、関係機関等から問い合わせがあった場合には、御対応よろしくお願いいたします。

なお、オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定、及び積極的疫学調査の実施方法並びに通所施設の行動制限等につきましては、現在関係機関と調整中であり、方針が決定次第、別途通知いたします。

記

1 濃厚接触者の待機期間及び検査による待機期間の短縮について

(1) 同一世帯内の濃厚接触者の場合

同一世帯内で感染者が発生した場合、全ての同居者が濃厚接触者となり、その待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）になります。また、抗原定性検査キットにより4日目と5日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、5日目から待機を解除することが可能となります。なお、その際に保健所への連絡は行われません。

(2) 同一世帯内以外で感染者と接触した濃厚接触者の場合

同一世帯内以外で感染者と接触した場合において、待機期間は当該感染者との最終接触日を0日目として、7日間（8日目解除）となります。また、抗原定性キットにより4日目と5日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、5日目から待機解除が可能となります。その際、保健所への連絡は行われません。

(3) (1)、(2) いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の

利用や会食等避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めてください。

【関連通知】

令和4年3月16日国通知（3月22日一部改正）

「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000916891.pdf>

2 各業種における待機期間中の業務従事継続の要件及び留意事項について

(1) 医療従事者

医療従事者については、陽性者との接触日を0日とし、4日目と5日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、5日目から解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となります。

【要件】

ア 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。

イ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。

エ 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【留意事項】

ア 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。

イ 基本的な感染対策を継続すること。

ウ できる限り、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用を避けること。

エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。

オ 管理者は、当該濃厚接触者のみならず周囲の医療従事者及び患者の健康観察を行うこと。

カ 検査期間は最終暴露日から14日間であること。（オミクロン株の濃厚接触者の場合は、最終曝露日から5日間、なお、その場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等避けること等の感染対策をもとめること）

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（4日目と5日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとしています。本検査は、集中的検査の取扱いとなります。

【関連通知】

令和3年8月13日付国通知（令和4年3月16日一部改正）

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000913724.pdf>

(2) 介護従事者

介護従事者については、陽性者との接触日を0日とし、4日目と5日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、5日目から解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となります。

【要件】

- ア 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。
- イ 他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること。
- ウ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために3回目接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- エ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可）により検査を行い、陰性が確認されていること。
- オ 濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- カ 保健所等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。
 - ・ 当該介護従事者の健康状態（無症状であること等）の確認
 - ・ 当該介護従事者に係る適正な検査（検体採取・結果判定、検査キットの確保等）
 - ・ 施設内の感染拡大を防ぐための対策（防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）

【留意事項】

- ア 感染した場合にリスクが高い入所者に対する介護に際しては、格段の配慮を行うこと。
- イ 当該介護従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- ウ できる限り、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用を避けること。
- エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- オ 当該高齢者施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する介護従事者及び担当する入所者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が介した新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- カ 検査期間は最終曝露日（陽性者との接触等）から5日間に陰性が確認されるまでとする。
なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（4日目と5日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとしてい

ます。本検査は、集中的検査の取扱いとなります。

【関連通知】

令和4年3月16日付国通知

「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000913846.pdf>

(3) 障害者支援施設等の従事者

障害者支援施設等の従事者については、陽性者との接触日を0日とし、4日目と5日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、5日目から解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となります。

【要件】

ア 次のいずれかに該当する施設・事業所であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設・事業所の従事者であること。

- ・新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等
- ・従事者が濃厚接触者となった障害児通所支援事業所

イ 他の従事者による代替が困難な従事者であること。

ウ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

エ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可）により検査を行い、陰性が確認されていること。

オ 濃厚接触者である当該従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

カ 保健所等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。

- ・当該従事者の健康状態（無症状であること等）確認
- ・当該従事者に係る適正な検査（検体採取・結果判定、検査キットの確保等）
- ・施設内の感染拡大を防ぐための対策（防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）

（※）障害児通所支援事業所については（ア）から（オ）までの要件を満たすことで、本取扱を行うことも可能であること。ただし、この場合においても、他の従事者による代替が困難な従事者に限る運用を徹底するとともに、基本的な感染対策を徹底するなど、感染拡大防止に十分に留意しながら運用すべきものであること。

【留意事項】

ア 高齢の障害者や基礎疾患を有する障害児者等、感染した場合にリスクが高い入所者・利用者に対する支援に際しては、格段の配慮を行うこと。

イ 当該従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。

ウ 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。

- エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- オ 当該障害者支援施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する従事者及び担当する入所者等の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- カ 当該障害者支援施設等において新型コロナウイルスワクチン3回目接種を実施していない場合は、速やかにその実施に向けて協力医療機関や市町村と連絡調整を行うこと。
- キ 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から5日目に陰性が確認されるまでとする。
なお、7日目を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（4日目と5日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとしています。本検査は、集中的検査の取扱いとなります。

【関連通知】

令和4年3月16日付国通知

「障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000913995.pdf>

- (4) 保育所、地域型保育事業所、放課後児童クラブ及び認可外保育施設、認定こども園並びに幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校（以下「保育所等」という。）の職員
保育所等の職員については、陽性者との接触日を0日とし、4日目と5日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、5日目から解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となります。

【要件】

- ア 他の職員による代替が困難な職員であること。
- イ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い、陰性が確認されていること。
- エ 濃厚接触者である当該職員の業務を、施設長、園長及び校長等（以下「施設長等」という。）の管理者が了解していること。

【留意事項】

- ア 当該職員が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用や手洗い等により手指を清潔に保つことなどの徹底）。
- イ 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限

り避けること。

ウ 当該保育所等の施設長等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する職員及び利用児童等の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

エ 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から5日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

【関連通知】

令和4年3月16日付国通知

「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000913993.pdf>

3 備考

1及び2の検査実施にあたっては、以下の点に御注意ください。

- (1) 都で実施している、無料PCR検査事業やモニタリング検査を本通知の検査として利用することはできません。
- (2) 都で実施している「濃厚接触者への抗原定性検査キットの配布事業」で配布している検査キットの事業対象外となりますので、都の配布事業及び本事業のキットの使用について御案内することのないよう、御注意ください。
- (3) 集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（4日目と5日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとしています。本検査は、集中的検査の取扱いとなります。
- (4) 検査を実施する場合は、非濃厚接触者による薬局等での購入やネット等での購入、事業者が購入して従業員に配るなどの方法を御案内ください。

問合せ先

東京都感染症対策部防疫・情報管理課防疫担当

電話 03-5320-4088